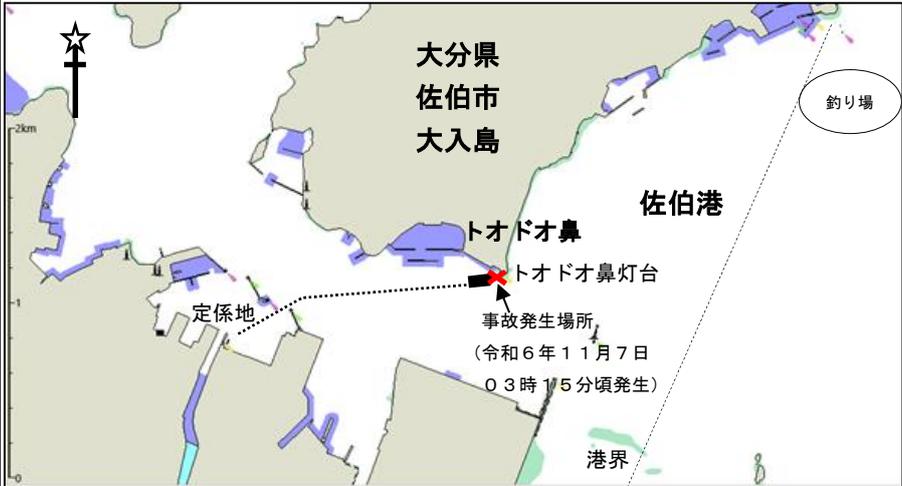


船舶事故調査報告書

令和7年11月19日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和6年11月7日 03時15分頃
発生場所	大分県佐伯市大入島南岸 トオドオ鼻灯台から真方位207°50m付近 (概位 北緯32°58.8′ 東経131°55.5′)
事故の概要	遊漁船第三孝明丸は、出港中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和6年11月12日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	船種船名、総トン数 遊漁船 第三孝明丸、4.9トン 船舶番号、船舶所有者等 OT3-8898（漁船登録番号）、個人所有 第294-14204号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 2人（釣り客）
損傷	船底に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客9人を乗せ、遊漁の目的で、大入島北東方沖の釣り場に向けて佐伯市佐伯港内の定係地を出航した。</p> <p>船長は、レーダー及びGPSプロッターを作動させ、リモコンを操作して手動操舵で操船に当たり、本船を約10ノットの対地速力で東北東進させた。（図1参照）</p>  <p>図1 事故発生経過概略図</p> <p>船長は、リモコンを持って操舵室右舷側の甲板に出て、釣り客と話していたところ衝撃を受けて、本船が大入島南方にあるトオドオ鼻</p>

	<p>付近の浅所（以下「本件浅所」という。）に乗り揚げ、釣り客2人が負傷していることを認めた。</p> <p>船長は、機関を後進にかけて離礁できたので、本船を自力航行させて定係地に戻った。</p> <p>船長は、帰航後119番通報し、釣り客2人は来援した救急車により病院に搬送された。</p> <p>船長は、本件浅所があることを知っており、ふだん出港する際は、レーダー及びGPSプロッターの画面を見て船位や浅所の位置を確認しながら出港していた。</p>
分析	<p>本船は、佐伯港内を東北東進中、船長が、操舵室の外で釣り客との会話に意識を向け、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、本件浅所に接近していることに気付かず、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、出港中、操舵室の外で釣り客との会話に意識を向けていたことから、レーダー及びGPSプロッターの画面を見ておらず、本件浅所に接近していることに気付かなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、佐伯港内を東北東進中、船長が、操舵室の外で釣り客との会話に意識を向け、周囲の見張りを適切に行っていなかったため、本件浅所に接近していることに気付かず、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、航行中、釣り客との会話等、特定のことに意識を向けず、レーダーやGPSプロッターを活用して周囲の見張りを適切に行うとともに操船に専念すること。 ・ 船長は、船舶事故が発生した場合、速やかに118番通報すること。